

一般社団法人全国権利擁護支援ネットワーク定款

第一章 総則

定 款

第二章 目的及び事業

一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

一般社団法人全国権利擁護支援ネットワーク定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人全国権利擁護支援ネットワークと称し、英文では、Japan Advocacy Support network (ASNET-JAPAN) と表記する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を船橋市に置く。
2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、誰もが地域で自分らしく暮らせるために高齢者・障害者の権利擁護支援を全国各地で実践している団体・個人と連携し、情報交換及び人材交流のためのネットワークを形成する。そのネットワークを基盤として、地域における権利擁護支援活動を推進し、権利擁護支援システムの構築とその具体化のための法制度の整備等を提言し、もって権利擁護の支援手法を標準化・普遍化して、その発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 権利擁護及びそれに関連する諸制度及び諸問題の調査、研究、啓発、並びにこれらに関する研究者、実践者等の支援及び育成
- (2) 全国各地で権利擁護に関わる活動をしている団体や関連諸機関とのネットワークの構築
- (3) シンポジウム及び講演会等の開催並びに実践活動のDVDや活動報告等書籍の発行

- (4) 国及び地方公共団体等に対する提言並びにこれらに対する意見の公表
 - (5) 前各号に附帯関連する諸活動
 - (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 死亡又は解散したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき各1個とする。

(総会の決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散及び残余財産の処分

(4) その他法令又は本定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代 理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第19条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般社団法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第21条 社員総会に関する事項については、法令又は本定款に定めるものの他、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。代表理事をもって理事長とし、業務執行理事を副理事長とすることができる。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 4 各理事において、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの法令の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及び本定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定める

ところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監事報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合は任期の満了又は辞任により退社した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を要する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬)

第28条 役員は原則として無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事会が別に定める。

第6章 理 事 会

(構 成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は本定款に別に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適性を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(開 催)

第31条 通常理事会は、毎年定期に、年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の招集があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招 集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。ただし前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事、監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第38条 理事会に関する事項については、法令又は本定款に定めるものの他、理事会において定める理事会規則による。

第7章 基金

(基金の拠出)

第39条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第40条 基金の募集、割当及び払込み等の手続きについては、理事会が別に定める基金扱い規定によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第41条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規定で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第42条 基金の返還は、定時社員総会に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第43条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことができない。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第44条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、当法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければ

ばならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

（事業年度）

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第46条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（6）財産目録

（7）キャッシュフロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号、及び第7号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事の名簿

（3）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の

うち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第48条 当法人は剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 本定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人が認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅延なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第50条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であつて、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第51条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由による他、社員総会における、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第53条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その

決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選出する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 1 章 事 務 局

(事務局)

- 第 5 4 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任命する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 2 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第 5 5 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

- 第 5 6 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全期するものとする。

第 1 3 章 公告の方法

(公 告)

- 第 5 7 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 附 則

(最初の事業年度)

第58条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第59条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げるものとする。

設立時理事	佐藤彰一
設立時理事	竹内俊一
設立時理事	森高清一
設立時理事	上田晴男
設立時理事	尾崎史
設立時理事	水戸由子
設立時代表理事	佐藤彰一
設立時監事	今井朋子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第60条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

岡山県岡山市中区住吉町一丁目50番地

設立時社員 竹内俊一

兵庫県西宮市染殿町6番20号 コーポラスベル201号

設立時社員 上田晴男

設立時社員 人格なき社団 全国権利擁護支援ネットワーク

上記代表者の住所氏名

千葉県船橋市夏見一丁目11番21号

佐藤彰一

(法律の根拠)

第61条 本定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全国権利擁護支援ネットワーク設立に際し、設立時社員竹内俊一外2名の定款作成代理人である司法書士 長谷川秀夫は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成26年 9月15日

設立時社員 竹 内 俊 一

設立時社員 上 田 晴 男

設立時社員 全国権利擁護支援ネットワーク

代 表 佐 藤 彰 一

上記社員3名の定款作成代理人

千葉県柏市柏六丁目10番24号

司法書士 長谷川 秀 夫